



空き巣に注意！

11月中、春日井市内では空き巣が**8件**発生しました。鷹来交番管内の大手町でも被害が発生しています。例年、年末年始は空き巣などの侵入盗が多発します。被害に遭わないためにも、複数の防犯対策をしましょう。

防犯対策！

- 外出時や在宅時でも、必ず施錠をしましょう！
- 窓には、補助錠や防犯フィルムを貼るなどの防犯対策をしましょう！
- 自宅には必要以外の現金や貴重品を置かないようにしましょう！
- 複数の防犯対策をして、被害に遭いにくい環境をつくりましょう！



鷹来交番だより

春日井警察署
0586-56-0110
12月号
作成者 八神

自転車の酒気帯び・スマホ使用に罰則が新設！！

道路交通法が改正され、令和6年11月1日から、自転車の酒気帯び運転や携帯電話使用等が新たに罰則の対象となります。



酒気帯び運転

- 違反者は3年以下の懲役又は50万円以下の罰金！
- 自転車の提供者や酒類の提供者、同乗者にも罰則があります！



携帯電話使用等

- 違反者は最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金！

重大事故を防ぐため、交通ルールを守りましょう！！



iOS端末
(iPhone等)

Android端末

愛知県警察公式アプリ

「アイチボリス」では「犯罪情報」「不審者情報」等をマップ上から確認でき、お住いの地域などの「パトネットあいち」配信情報も確認できます。